

令和3年2月5日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

設工認申請にあたっての課題とその対応案
[1/14記載の課題（検討中分）も含む]

NO.	当社の課題	課題対応案
「資料 1 - 1 設工認申請にあたっての課題とその対応案」について		
1-1	技術基準の適合性を説明する資料作成について、申請書に記載できるように次の事項を検討する。 ・資料1-3「設工認申請設備の技術基準への整合性に係る整理」を単体で添付するのではなく、前段で適合性の考え方や対象範囲等の資料の目的を明確にする。 ・申請対象施設に漏れが無ことを確実にするために、その抽出方法を明確化することとし、抽出の様を説明する資料、エビデンスを準備する。	○網羅性及び適合性対象設備の抽出 以下の方法で準備する。 ・抽出にあたり、P&ID、機器配置図を基に対象設備の抽出を行う。 ・その上で、重要度に応じて設工認記載設備を抽出する。
1-2	設工認対象から外れる機器・設備について、「自主設備として設置」という記載は先行原子力施設の設工認を確認し適切に記載できるように検討する。（説明資料 1 - 3「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」についても同様）	技術基準要求設備と同等以上の信頼性を確保させる目的で、対象を拡張させることから、信頼性拡張設備と位置づけ申請書に記載する整理とした。資料 1 - 3 の分類は「□」で記載。（作成要領での表現を検討中）
「資料 1 - 2 使用済燃料貯蔵施設の設工認申請書の構成（案）」について		
2-1	基本設計方針の構成と添付書類の構成を整合させる。	基本設計方針の構成と添付書類の構成を整合させ、申請書を作成予定。
2-2	換気設備について、設備が無い事及び無停電電源装置のバッテリー設置に伴う換気の実施について、記載箇所と記載内容について検討し適切に記載する。	○条文ごとに整理して記載する。 ・技術基準規則第22条では、放射線障害防止のための換気要求あり。 ・当施設には放射線障害防止のための換気設備はない。 ・以上から条文ごとの記載で、放射線障害防止のための換気設備はないが、他用途の換気設備がある旨を記載する。 ・付帯区域換気設備及 ・受変電建屋換気設備 なお、火災等による損傷の防止の基本設計方針に換気設備を記載する。
2-3	施設と技術基準の対応が明確になっているかも含め、施設区分と施設区分に記載する機器・設備の関係を明確化する。 （特に搬送台車については、技術基準規則第 15 条に關係して搬送設備又は受入設備なのかを明確化する。）	○技術基準規則の条文に合わせて、明確に記載する。 ・許可基準規則第16条受入施設に、搬送及び受入れ時の要求が記載。 ・技術基準規則第15条では、搬送設備及び受入設備が記載されている。 ・受入施設には、受入設備、搬送設備が含まれていると解釈。 以上のことから搬送台車は、受入施設の中の搬送設備であると明確にして記載する。
2-4	計測制御系統設備と計測設備の記載について明確化する。	・個別の設備を計測設備とし、複数の計測設備全体をまとめた全体を表す際には、計測制御系統施設とする。
2-5	「添付 1 5 その他設備に関する説明書」に記載する通信連絡設備について、類型化の観点から共通した記載は纏める等の効率化を図り、細かな分類とならない様に検討する。	・通信連絡設備等には、通信連絡設備、避難通路、避難用照明が含まれており一つにまとまらないことから、通信連絡設備と避難通路等に分けることとする。
2-6	輸送貯蔵兼用金属キャスクの貯蔵という観点から、外運搬規則の要求事項の説明について基本的安全機能としての基本設計方針等への記載有無について検討する。	輸送貯蔵兼用金属キャスクの貯蔵という観点から、外運搬規則の要求事項の説明を考慮した基本設計方針等については、先行の申請書の記載を踏まえて適切に記載する。
2-7	津波、耐震の波及的影響の説明が必要な設工認対象機器の選定も含め、初回申請で全体像が示せるように検討する。	・耐震については、波及的影響を及ぼすおそれのある施設の説明書の評価を追加した。 （津波は影響を評価する施設を選定する説明書と評価の説明書有）
2-8	「添付 9 基本的安全機能を確保する上で必要な施設の検査又は試験及び保守又は修理に関する説明書」に記載する内容について、被覆管の強度計算等の記載箇所を含め対象範囲を明確化し検討する。	技術基準条文を考慮し、「安全機能健全性維持に関する説明書」として、添付資料中の類似記載を類型化したうえで、本説明書と紐づける。なお、被覆管の説明についてはその技術的内容を踏まえ、閉じ込めの説明に追記する（個別の章は削除）。

NO.	当社の課題	課題対応案
2-9	添付5の耐震性の説明書、添付10の強度耐食性の説明書について、電力（伊方）の記載の組み立て（冒頭に基本方針の全体的な記載、その後個別機器の基本方針や計算方法といった流れで説明）を踏まえ記載を検討する。	添付5の耐震性の説明書、添付10の強度耐食性の説明書については、電力（伊方）の記載の組み立て（冒頭に基本方針の全体的な記載、その後個別機器の基本方針や計算方法といった流れで説明）を踏まえ、申請書へ記載する。
「資料1-3 使用済燃料貯蔵施設の設工認申請書の構成（案）」について		
3-1	記号の記載について、意味合いを明確化して要目表に記載するもの、基本方針に記載するもの等、設備毎の記載が整合するように記載を検討する。	整理の考え方とその考え方に基づく申請書の記載箇所の考え方を整理した。 なお、表の位置づけや説明を追記した。
「資料1-4 設工認申請書（案）【作成中】」について		
4-1	P8「基本的考え方」で、工事の方法について、使用前事業者検査で、最終検査としてキャスクの搬入前から実施できることについて明確にして考え方を整理する。	○貯蔵事業としての検査の在り方を踏まえて、搬入前に実施可能性を考慮した合理的検査の考え方を整理中。
4-2	P16 電気品室の換気設備について、換気設備としての設工認記載は不要だが、蓄電池があるところは火災防護の関係から基本設計方針は記載が求められることから記載について検討する。	○当施設で使用する蓄電池は水素ガスが発生し難い構造である制御弁式据置型鉛蓄電池を使用する。制御弁式の鉛蓄電池は水素ガスの発生を抑える構造となっている。また、整流器過電圧により整流器を停止する保護機能により水素ガスの発生を防止する設計となっており、そのことを火災発生防止の基本設計方針に記載する。 ○また、万が一の水素ガスの発生に対しては、付帯区域換気設備により電気品室の換気を行うことを火災発生防止の基本設計方針に記載する。
4-3	P18 要目表の記載要否について、フロー図が意味があるのかも含め再検討を行う。JNFLでは通信連絡は要目表がなく、トランシーバー等基本設計方針に記載することとしていることから、通信連絡設備が同じであるかどうかも含め検討を行う。	○作成要領の基本的考え方におけるフロー図による分類を修正。また、作成要領の基本設計方針では、「基本設計方針のみを記載する設備」の項目を見直した。
4-4	P23 添付1（機種毎の基本的な仕様記載項目）でまとめることについては、要目表の書き方を類型化するうえで必要であるので、伊方等を参考に整理することを検討する。	○伊方の申請書を調査の上、具体的な記載項目を精査中。
4-5	据え付け高さの記載については、要求事項を踏まえ、高さがなければ評価できないものは記載する、設置場所でわかるものはそのように記載することを検討する。	○据え付け高さの記載については、要求事項を踏まえ、波及的影響評価で必要となる配置情報を合理的に記載する。
4-6	P105,6 「添付資料の構成検討」の表を、107頁のように、技術基準の適合を確認できるような様式に検討する。（イメージとしてはK K 7で同じ表がある。）	○検討中 K7審査書は確認済み。各添付資料がどの条文の説明に対応するのかわかるもの。こちらを採用する方向で作成中。
4-7	P108 一般的な留意事項を説明書の資料単位で申請するのは、部分的に説明するものについて、説明書の資料単位だと分割申請での記載が難しくなることから記載について検討する。条文適合の関係で記載することを考慮する。	・原則、「説明書の資料単位で申請するものとする」の記載を削除する。 ・説明書全体を申請しない場合でも、表紙と「説明書の記載目的」と「申請範囲に該当しない。」旨を記載する旨を記載し、記載例を追加する。
4-8	P109 概要の記載で、添付書類は設工認対象設備の説明のみでなく、一式を説明するものなので記載を検討する。	・概要の記載で、添付書類は設工認対象設備の説明のみでなく、一式を説明するように、記載の変更を検討中。
4-9	P113 「後次回」という項目を記載だけでなくその理由を記載することとしているため、作成要領の記載の修正を検討する。	・資料単位で次回以降申請にする際の記載例を追加した。 ・後次回とする際の記載例を、説明内容と申請対象外であることを記載する様に修正した。
4-10	P119 設定根拠で電源車の容量の根拠についてわかるように台数が記載を検討する。	・電源車、無停電電源装置、共用無停電電源装置の設定根拠に個数の根拠（1台で必要容量があること）を記載する。
4-11	P142 基本的な考え方の記載ぶりについて、天井クレーンと貯蔵建屋のみとなっているが、評価はもっと行っており、全体的な方針として誤解の無いように記載することを検討する。	・基準地震動S _s に対して基本的安全機能を保持するとしている設備は、天井クレーンと貯蔵建屋以外にも金属キャスク、搬送台車があることを追記する。
4-12	P156 「×」の項目について、既に認可を受けているものについて再掲する際に何も書かないと何を審査するかわからなくなることから、注1の記載にある既認可の図面番号等を記載し内容が分かるようにする等記載を検討する。	・既認可に記載があり仕様に変更がないものは、図面自体は添付せず目次に既認可情報を記載する（注記の番号を修正する）。
4-13	P164 複数の区分の機器をフロア別に記載することについて、説明書が複数枚にわたるような場合にどの施設がどこにあるかが纏めてわかるような、検索性を考慮する。	・計測設備、エリアモニタリング設備の配置図は、まとめて記載する。 ・貯蔵建屋内の受入施設等の配置は、記載場所のリストを作成し、添付する。
「資料1-5 設備機器等の重要度に応じた設工認申請書の記載（例）」について		
5-1	P4 基本設計方針について、ケーブルの材料については、火災防護の基本方針で共通で述べられているのであれば、2重に重複して記載しなくても良いことから記載について検討する。	電気設備の火災防止・軽減対策については、火災等による損傷防止の中で記載し電気設備では記載しないこととする。
5-2	P19 主要設備リストの波及的影響について、耐震クラスの記号の中で表現する等記載方法を検討する。	主要設備リストの波及的影響について、耐震クラスの記号及び火災防護の中で表現する記載方法を整理した。